

( 仮称 ) 新南部工場施設整備・運営事業

リスク管理方針書 ( 案 )

平成 2 2 年 5 月 1 8 日

福岡都市圏南部環境事業組合

## 1. リスク管理方針書の目的

福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）は、（仮称）新南部工場施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に則り、D B O（Design：設計，Build：施工，Operate：運営）方式により実施することとする。

この事業を効率的かつ円滑に進めるためには、多種多様なリスクを組合と民間事業者で適正に分担することが必要である。

リスク管理方針書（案）は、本事業の実施に関するリスクを抽出し、「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方のもとで、組合と民間事業者のリスク分担、組合でのリスクに対する考え方を検討し、リスク管理方針書（案）に示すことにより、リスク管理を徹底し、事業の安定性・安全性の担保に資することを目的とする。

## 2. リスク区分の考え方と区分ごとの目的

本事業では、組合が事業の仕組に係る諸条件を定めることから、組合が事業の仕組に係るリスクの検討を主導する立場となる。

一方、一般廃棄物処理施設に関する技術的な面での「安心・安全」の確保については、民間事業者の技術・ノウハウ・創意工夫に期待するところが大きい。すなわち民間事業者の主導する技術等に係るリスク管理が重要であると考えられ、組合にとってのリスク管理の考え方には、前者と後者では根本的な違いがあると考えられる。

よって、次の二つのリスク区分を設け、リスクに対する考え方を検討することが必要である。

リスク管理方針書（案）では、下記【区分 1】事業に係るリスクについて、リスクの詳細な分類、官民間の分担、組合での具体的対応策について示すとともに、下記【区分 2】施設計画などに係るリスクについて、安心・安全の観点から、組合として民間側に求めるリスク対応の方向性を示すものである。

### 【区分 1】事業に係るリスク

事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、対応策の検討により、リスクが顕在化した場合でも、影響を最小限に留める仕組みを作ることを目的とする。

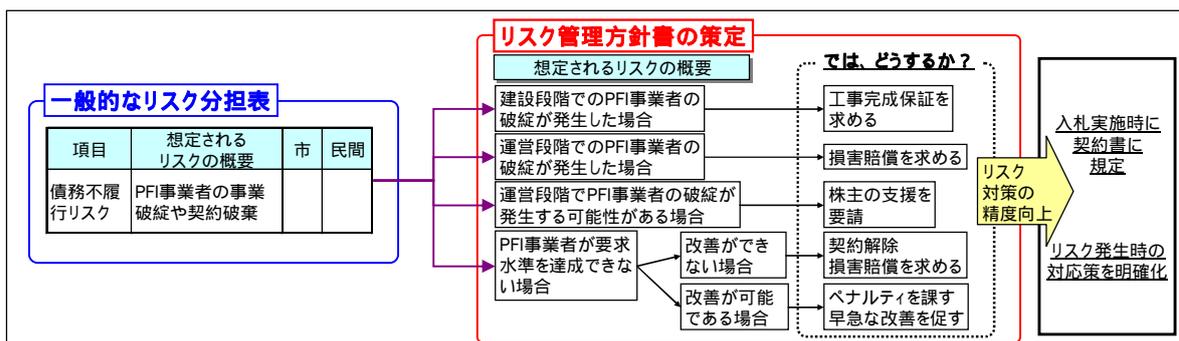
### 【区分 2】施設計画などに係るリスク

施設の安定稼働の確保、労働災害・交通事故などの事故に対する民間事業者の設計思想や計画の考え方を提示させ、組合と民間事業者間の意見交換を行い、リスクについての認識を共有することにより、技術的な面から「安全・安心」を確保することを目的とする。

( 1 ) 事業に係るリスク ( 組合が主導するリスク )

事業に係るリスクでは，一般的に P F I / D B O 事業で利用されている「リスク分担表」に示されるリスクを細分化し，組合でのリスク対応策の考え方を検討することにより，リスクが発生した場合でも，早急な対応を契約書などに規定することで，影響を最小限に留めることが目的となる。

「 3 . 事業リスクに係るリスク抽出シート」に示されたリスク内容について，リスクワークショップの実施を通じて精度の向上を図り，必要な場合は内容の改訂を行う。



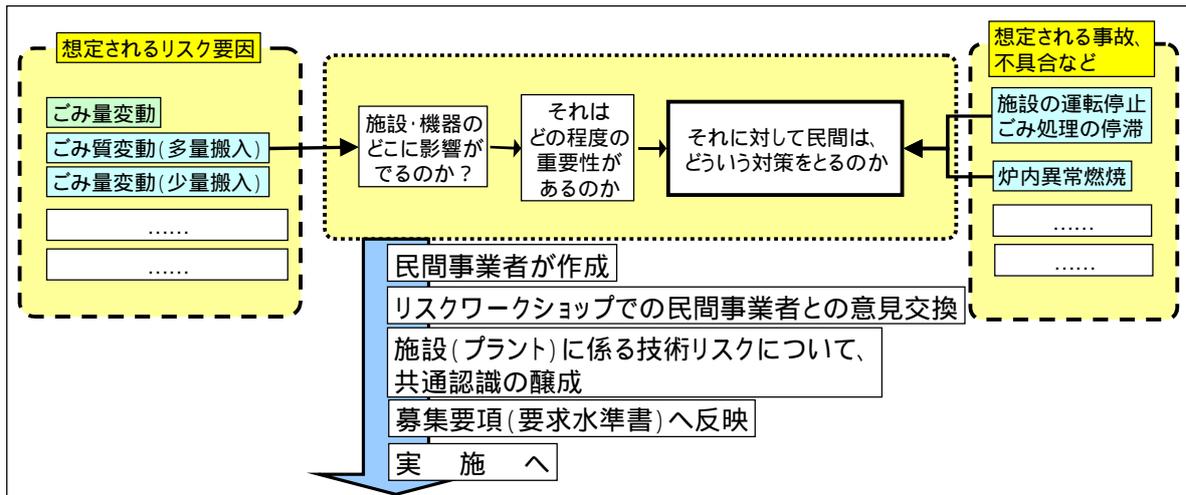
( 2 ) 施設計画などに係るリスク ( 民間事業者が主導するリスク )

民間事業者の技術やノウハウで安全・安心を確保できるか？

施設計画などに係るリスクについては，施設の性格上，地方公共団体等が直接，施設の設計を行うことはなく，従来の公設施設の場合でも，民間事業者（プラントメーカー等）の技術・ノウハウによるところが大きいことから，民間事業者が主導するリスクといえることができる。

よって，廃棄物処理施設の安全・安心な稼動のためには，組合で想定するリスク要因や故障，不具合，事故などに対して，民間事業者（プラントメーカー）が，安全・安心の視点から，どのような技術や対策を投入するのか，また，それによって，確実に，安全・安心の担保が得られるのかを，検証する必要がある。

「 4 . 設備などに係るリスク抽出シート ( 1 )」について，民間事業者による記載を受けた上で，これによりリスクワークショップを実施し，民間事業者のリスク対応策などの技術提案を示させることにより，入札時の技術提案に，安心・安全確保策を適切に盛り込ませることを目指す。

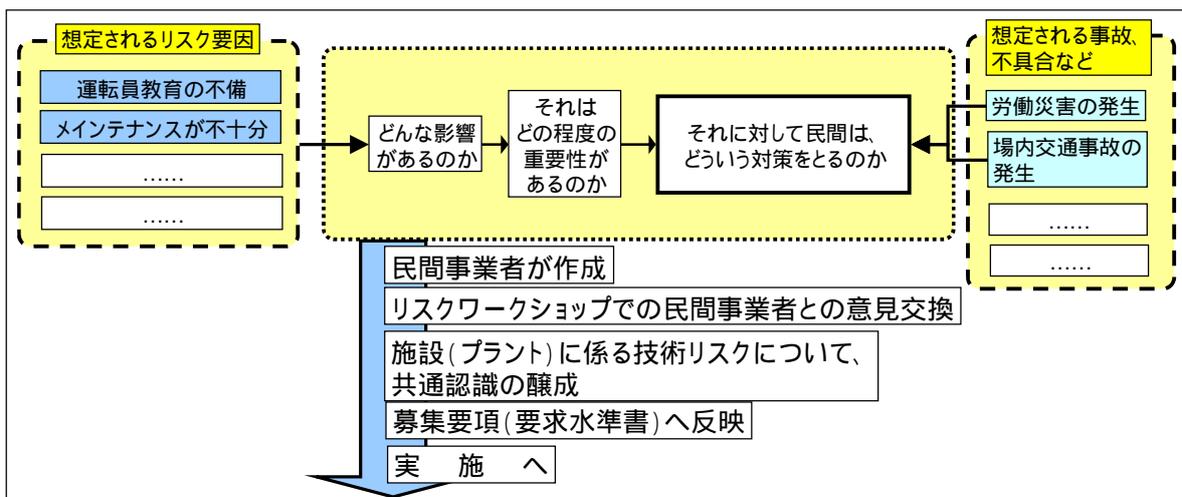


運営期間中などの事故リスクは何か、事故を防止する対策は何か

本事業は、運営も民間事業者(運営事業者)が行うことになるが、運営期間中などで、組合が想定するリスク要因、労働災害や事故などに対して、民間事業者(建設及び運営事業者)が、安全・安心の視点から、どのような工夫や対策を投入するのか、また、それによって、確実に、安全・安心の担保が得られるのかを検証する必要がある。

「4. 設備などに係るリスク抽出シート(2)」では、想定されるリスク要因、想定される事故、不具合などへの対応の視点でのリスク対応策を明らかにし、そこで働くものにとっても安全な施設を目指すものである。

これに基づき、リスクワークショップを実施した上で、民間事業者の運営期間中などの安全性の確保に係るリスクの認識及び対応を確認することにより、組合と民間事業者のリスク認識を共有し、安全・安心な施設の整備・運営を実現していく。



事業リスクに係るリスク抽出シート

は主たるリスク、  
は従たるリスクを示す

項目	No.	リスクの内容			民間事業者			リスクの影響度	組合が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費	組合	建設請負事業者	運営事業者								
<b>1. 共通</b>															
契約 ・基本協定 ・建設請負契約 ・運営業務委託契約 ・基本契約	1	組合の責による場合	組合の政策方針の転換、議会での未決や未承認、財政破綻による支援や債務の不履行等が発生した場合 組合等が策定した計画の策定、変更、かにより事業に影響があった場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費				大		民間事業者の実行済み費用(損害)の負担		基本協定書	組合、構成員、協力企業	組合及び民間事業者は、本契約上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
	2		要求水準書等に誤りや不備により事業契約の締結が遅延した場合	事業契約調印の遅延、事業着手の遅延、新施設の移動遅延等	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費				中		組合が遅延等に伴う費用等を負担		基本協定書	組合、構成員、協力企業	組合及び民間事業者は、本契約上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
	3	民間の責による場合	構成員又は協力企業が、基本協定の締結前に入札参加資格を喪失した場合										入札説明書	組合、構成員、協力企業	民間事業者の決定後、構成員又は協力企業に対する指名停止措置は、契約の制限とならない。
	4		基本協定の締結後、事業契約の締結までの間に代表企業が入札参加資格を喪失した場合	事業契約の不締結、民間事業者の再選定等による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費(アドバイザー、事務等)				大		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	民間事業者の構成員の損害賠償に係る連帯責任による連帯金支払いを規定	基本協定書	組合、構成員、協力企業	組合及び民間事業者は、本契約上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
	5		基本協定の締結後、事業契約の締結までの間に代表企業以外の構成員が入札参加資格を喪失した場合	事業契約の不締結、民間事業者の再選定等による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費(アドバイザー、事務等)				大		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	民間事業者の構成員の損害賠償に係る連帯責任による連帯金支払いを規定(組合が構成員の変更を認めない場合)	基本協定書	組合、構成員、協力企業	組合及び民間事業者は、本契約上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
	6			構成員の変更に伴う事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費(遅延期間分)				中		構成員の再選定及び再契約に係る経費	組合が認めた場合、構成員の変更を可能とする旨を規定	入札説明書	組合、構成員、協力企業	組合が認めた場合に限り、構成員の変更を行い、契約を締結する。
	7			協力企業が入札参加資格を喪失した場合	契約の見直し				小		協力企業再選定及び再契約に係る経費	組合が認めた場合、協力企業の変更を可能とする旨を規定	入札説明書	組合、構成員、協力企業	組合が認めた場合に限り、協力企業の変更を行い、契約を締結する。
	8			民間事業者の構成員や協力企業の責に帰する事由(契約手続きの未実行、契約内容の未履行、企業買収等による企業の変更等)により契約の締結に影響がある場合	契約の不締結、民間事業者の再選定、協議、再契約等による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費(アドバイザー、事務等)				大	組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	民間事業者の構成員の損害賠償に係る連帯責任による連帯金支払いを規定	基本協定書	組合、構成員、協力企業	組合及び民間事業者は、本契約上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
	9				契約の見直し、協議による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費(遅延期間分)				中	組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	当該遅延の結果組合に損害が生じた場合、民間事業者の構成員の損害賠償に係る連帯責任による負担を規定	入札説明書	組合、構成員、協力企業	組合が認めた場合、契約の見直しを行う。
	10	組合、民間のいずれの責にもよらない場合	法制度の変更により、提案内容の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の実行済み業務費、事業再構築に係る経費				大	損害の負担	損害の負担	双方が負担する旨を規定	基本協定書	組合、構成員、協力企業	組合及び民間事業者のいずれの責にも帰すべきでない事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、各自が支出した費用は、各自が負担する
	11			地震等の災害発生により提案内容の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の実行済み業務費、事業再構築に係る経費				大	損害の負担	損害の負担	双方が負担する旨を規定	基本協定書	組合、構成員、協力企業
制度、法改正	12	建設請負契約に係るリスク	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費				大	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除		建設請負契約	組合、建設請負事業者	法令変更のため、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。ただし、組合が負担する金額が過分のときは、組合は本件契約を解除することができ、この場合、組合は出来高に相応する代金を支払う。	
	13		法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	建設請負契約の見直し、協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費				中	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担		建設請負契約	組合、建設請負事業者	法令変更のため、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。	
	14	運営事業委託契約に係るリスク	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の停止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、運営事業委託契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費				大	組合が運営事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除		運営事業委託契約	組合、運営事業者	法令変更のため、事業内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。ただし、組合が負担する金額が過分のときは、組合は本件契約を解除することができ、この場合、組合は、対応する委託料が支払われていない業務に対する委託料を速やかに支払う。	
	15		法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	運営事業委託契約の見直し、協議、事業内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営事業委託契約に係る業務変更に係る経費				中	組合が運営事業者の業務変更に係る経費を負担		運営事業委託契約	組合、運営事業者	法令変更のため、事業内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。	
税制	16	建設請負契約に係るリスク	税制度の変更等により建設請負事業者における税負担が増加するリスク		税負担の増加				中	組合が税制変更に係る建設請負事業者の追加経費を負担		建設請負契約	組合、建設請負事業者	税制変更のため、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。ただし、組合が負担する金額が過分のときは、不可抗力の規定を適用する。	
	17	運営事業委託契約に係るリスク	税制度の変更等により運営事業者における税負担が増加するリスク		税負担の増加				中	組合が税制変更に係る運営事業者の追加経費を負担		運営事業委託契約	組合、運営事業者	税制変更のため、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。ただし、組合が負担する金額が過分のときは、不可抗力の規定を適用する。	
	18		運営事業者の利益に課される税(法人税等)の負担が増加するリスク		税負担の増加				中	運営事業者が税制変更に係る追加経費を負担	運営事業者が負担する旨を規定	運営事業委託契約	組合、運営事業者	運営事業者は、自らの利益に課される税制度の変更による追加費用を負担する。	

項目	No.	リスクの内容			組合	民間事業者		リスクの影響度	組合が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負事業者	運営事業者							
政治	19	建設請負契約に係るリスク	組合の政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築				H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費	組合が建設請負事業者の実行済み業務費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合の責により、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。ただし、組合が負担する金額が過分のときは、組合は本件契約を解除することができ、この場合、組合は出来高に相応する代金を支払う。
	20		組合の政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行により事業の変更が必要になった場合	建設請負契約の見直し、協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延				H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費	建設請負事業者の実行済み業務費			建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合の責により、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。
	21	運営事業委託契約に係るリスク	組合の政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行により事業の実施が不可能となる場合	事業の停止、事業の再構築				外部へのごみ処理委託費、運営事業委託契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費	運営事業者の実行済み業務費			運営事業委託契約	組合、運営事業者	組合の責により、事業内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。ただし、組合が負担する金額が過分のときは、組合は本件契約を解除することができ、この場合、組合は、対応する委託料が支払われていない業務に対する委託料を速やかに支払う。
	22		組合の政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行により事業の変更が必要になった場合	運営事業委託契約の見直し、協議、事業内容の変更による事業の遅延				外部へのごみ処理委託費、運営事業委託契約に係る業務変更に係る経費	運営事業者の実行済み業務費			運営事業委託契約	組合、運営事業者	組合の責により、事業内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。
許認可	23	組合の責による場合	組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、事業の解除・遅延が発生した場合	許可申請等による事業の遅延、契約の解除				H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費(アドバイザー、事務等)	民間事業者の実行済み業務費			建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合は必要な取得すべき許認可手続きを行う。組合が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、建設請負事業者は契約を解除することができる。建設請負事業者が生じた損害を組合に請求することができる。
	24	民間の責による場合	建設請負事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、組合の行う申請・届出等で、民間が作成する資料等の不備等により解除・遅延が発生した場合	許可申請等による事業の遅延、契約の解除				H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費(アドバイザー、事務等)	組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	組合に損害が生じた場合、建設請負事業者による負担を規定		建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者は必要な取得すべき許認可手続きを行う。建設請負事業者が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、組合は契約を解除することができる。組合は生じた損害を建設請負事業者に請求することができる。
補助金等	25	民間の責による場合	事業者の事由により予定していた補助金額が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	補助金交付による事業の遅延				H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費、建設請負事業者の再選定及び再契約に係る経費	組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	組合に損害が生じた場合、建設請負事業者の構成員の損害賠償に係る連帯責任による負担を規定		建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者は、循環型社会形成推進交付金の申請手続等に対し、必要資料の作成等の協力を行う。建設請負事業者が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、組合は契約を解除することができる。組合は生じた損害を建設請負事業者に請求することができる。
	26	民間の責によらない場合	その他の事由により予定していた補助金額が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	補助金交付による事業の遅延、契約の解除				H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費、建設請負事業者の再選定及び再契約に係る経費	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除			建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合は、循環型社会形成推進交付金の申請手続等を行う。組合が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、建設請負事業者は契約を解除することができる。建設請負事業者は生じた損害を組合に請求することができる。
住民対応	27	建設請負契約に係るリスク	組合の責による場合	住民対応に伴う計画遅延や仕様の変更、本事業の実施状況の監視強化による仕様の変更を指示した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延			H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除			建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合は近隣住民の合意の取得、住民対応を行う。組合が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、建設請負事業者は契約を解除することができる。建設請負事業者は生じた損害を組合に請求することができる。
	28		民間の責による場合	工事計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延			H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費	組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	当該遅延の結果により組合に損害が生じた場合、民間事業者の構成員の損害賠償に係る連帯責任による負担を規定		建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の責による住民クレームは建設請負事業者が対応する。建設請負事業者が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、組合は契約を解除することができる。組合は生じた損害を建設請負事業者に請求することができる。
	29		組合、民間のいずれの責にもよらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延			H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合は近隣住民の合意の取得、住民対応を行う。組合の責任及び費用負担において対応、解決を図る。
	30	運営事業委託契約に係るリスク	組合、民間のいずれの責にもよらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	運営事業委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延			外部へのごみ処理委託費、運営事業者の業務変更に係る経費	組合が運営事業者の業務変更に係る経費を負担			運営事業委託契約	組合、運営事業者	組合は近隣住民の合意の取得、住民対応を行う。組合の責任及び費用負担において対応、解決を図る。
	31		民間の責による場合	運営計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	運営事業委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延			外部へのごみ処理委託費、運営事業者の業務変更に係る経費	組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	当該遅延の結果により組合に損害が生じた場合、運営事業者の構成員の損害賠償に係る連帯責任による負担を規定		運営事業委託契約	組合、運営事業者	運営事業者の責に帰すべき事由により住民等の苦情などが発生した場合、自己の責任及び費用において解決を図る。

項目	No.	リスクの内容			組合	民間事業者		リスクの影響度	組合が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負事業者	運営事業者								
第三者賠償	32	建設請負契約に係るリスク	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延				中		損害の負担	第三者賠償責任保険への加入を義務付け	建設請負契約	組合、建設請負事業者	工事の施工に伴う第三者への損害については建設請負事業者が賠償する(通常避けられないものを除く)	
	33	運営事業委託契約に係るリスク	施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	運営事業委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延				中		損害の負担	第三者賠償責任保険への加入を義務付け	運営事業委託契約	組合、運営事業者	運営事業者が責任を負う場合は運営事業者が賠償する。保険によるカバー(提案による)	
	34	民間の責によらない場合	事業者が実施する業務に起因しない発生する事故等に対する賠償	契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延				中	第三者賠償責任保険への加入						民間事業者の責によらない損害については組合が賠償する
環境保全	35	建設請負契約に係るリスク	建設に伴って発生した有害物質の排出や、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延				中		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	改善のための施設改修、その他関連する費用は、建設請負事業者が負担する。	
	36	運営事業委託契約に係るリスク	施設の運営に伴って発生した有害物質の排出や、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	運営事業委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延				中		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	運営事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	運営事業委託契約	組合、運営事業者	改善のための施設改修、運営事業の改善に要する費用、その他関連する費用は、運営事業者が負担する。組合は改善などが実施されるまで、ペナルティとして業務委託費の減額を行う。	
物価変動	37	建設請負契約に係るリスク	物価変動により、建設費が、工事着工時に、建設請負契約締結時から変動する場合					中	物価変動費を負担(民間は大幅な物価変動があれば組合へ請求、組合は協議に応じる。)	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	契約後12ヵ月以内に物価・人件費の上昇により当初契約金額が%以上増加した場合、契約金額を見直す。	
	38	運営事業委託契約に係るリスク	物価変動により、運営費が変動する場合					中	物価変動費を負担(民間は大幅な物価変動があれば組合へ請求、組合は協議に応じる。)	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	運営事業委託契約	組合、運営事業者	事業に要する経費に対応する物価指数の変動が一定比率を超えた場合、業務委託費の見直し協議を行う。	
資金調達	39	建設請負契約に係るリスク	組合が、工事費の支払等の債務を履行しない場合	組合が、財政的理由等により工事費の支払を行うことができない場合	事業の中止、事業の再構築				大	建設請負事業者の実行済み業務費(損害)の負担(民間が損害賠償額を積算、組合にて精査し、協議の上決定)		建設請負契約	組合、建設請負事業者	前払金の支払が行われない場合、建設請負事業者は工事を中止することができる。建設請負事業者は契約を解除することができる。組合は遅延利息を支払う。	
	40			組合の工事費支払が遅延する場合	建設請負契約の見直し、支払い遅延による事業の遅延				中	建設請負事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、組合にて精査し、協議の上決定)		建設請負契約	組合、建設請負事業者	前払金の支払が行われない場合、建設請負事業者は工事を中止することができる。組合は遅延利息を支払う。	
	41		民間の責による場合	建設請負事業者が用意する資金の調達に伴う遅延や事業の停滞が発生する場合	事業の遅延				中			建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	(組合の支払実施までのつなぎ資金など建設事業に必要となる資金調達は建設請負事業者の責で行うものと解釈)
	42	運営事業委託契約に係るリスク	組合が、運営委託費の支払等の債務を履行しない場合	組合が、財政的理由等により業務委託費の支払を行うことができない場合	運営事業委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延				大	運営事業者の実行済み業務費の負担、運営事業者に対する損害賠償			運営事業委託契約	組合、運営事業者	運営事業者は組合の契約に基づく債務の不履行に対し、契約を解除することができる。運営事業者は組合に対して損害賠償を請求することができる。
	43			組合の業務委託費支払が遅延する場合	運営事業委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延				中	運営事業者の実行済み業務費の負担			運営事業委託契約	組合、運営事業者	組合は、組合の負うべき責により運営事業者に生じた損害を賠償する。
	44		運営事業者の事業破綻	運営事業者の事業放棄、破綻の場合	運営事業者の再選定等による事業の遅延				大		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	組合は契約を解除し、運営事業者は損害賠償金を組合に支払う旨を規定	運営事業委託契約基本協定	組合、運営事業者、建設請負事業者、株主(構成員)	組合は、運営事業者の責に帰する事由により契約を解除することができる。その場合残存期間の業務委託費の1/10又は億円を違約金として支払う。株主(構成員)は、損害賠償責任に対し(損害賠償に係る連帯責任等)を負う。
45			運営事業者の破綻等が発生する可能性がある場合	運営事業者の業況悪化による事業の停滞				中		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	構成員(株主)に運営事業者の経営・資金繰り等の支援要請を規定	基本契約	組合構成員(株主)	運営事業者の経営状況が悪化した場合、運営事業者の構成員は支援措置を要請する。	
金利変動	46		金利上昇に伴う資金調達コストの増大となる場合					小				募集要項	組合、構成員、協力企業	金利上昇に伴う資金調達コストの増大は公共が負う。	
不可抗力	47	建設請負契約に係るリスク	風水害・地震等の大規模災害等により損害を被る場合(建設請負契約締結後)	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築				大	建設請負事業者の実行済み業務費の負担		建設請負契約	組合、建設請負事業者	不可抗力により工事の中止期間が6ヵ月を超えた場合、組合と建設請負事業者の協議を経て、組合は契約解除できる。組合は、出来高に相当する費用を建設請負事業者に支払う。	
	48			大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合	災害復旧、建設請負契約の見直し				中	建設請負事業者の実行済み業務費の負担	修復に要する費用の1%を建設請負事業者が負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	不可抗力による建設事業者の損害額、増加費用については、建設費の1/100を超えるまでは建設請負事業者が負担、それ以上は組合が負担する。	
	49	運営委託契約に係るリスク	風水害・地震等の大規模災害等により損害を被る場合(運営事業委託契約締結後)	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	運営事業の停止、事業の再構築				大	運営事業者の実行済み業務費の負担			運営事業委託契約	組合、運営事業者	不可抗力による契約の履行が不可能になった時は組合と運営事業者の協議を経て、組合は契約解除ができる。契約解除に至った場合は、組合は支払われていない委託料を直ちに運営事業者に支払う。
	50			大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合	運営事業委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延				中	運営事業者の実行済み業務費の負担	修復に要する費用の1%を運営事業者が負担する旨を規定	運営事業委託契約	組合、運営事業者	不可抗力による運営事業の損害額、増加費用については、年間委託金額の1/100にいたるまでは運営事業者が負担、それ以上は組合が負担する。	

項目	リスクの内容				組合	民間事業者		リスクの影響度	組合が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	
	No.	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負事業者	運営事業者								
債務不履行	51	建設請負契約に係るリスク	建設請負事業者の事業放棄、破綻の場合	事業の中止、事業の再構築				大		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の不履行により契約を解除する損害賠償を建設請負事業者に請求する	
	52		要求水準未達成のため契約が解除される場合	事業の停止、建設請負事業者の再選定、協議、再契約による事業の遅延				大		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の不履行により契約を解除する損害賠償を建設請負事業者に請求する	
	53		要求水準の未達の場合	協議、改善の設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費				中		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	組合が改善勧告を行い、建設請負事業者に修復	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う
	54	運営事業委託契約に係るリスク	要求水準未達成のため契約が解除される場合	運営事業者の再選定等による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営事業者の選定及び再契約に係る経費				大		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	組合が改善勧告を行ったにもかかわらず要求水準の達成が困難である場合、組合は契約を解除し、運営事業者は組合に対する損害賠償の支払いを行う旨を規定 損害賠償金については構成員の連帯賠償に係る運	運営事業委託契約 基本契約	組合、運営事業者 建設請負事業者 株主(構成員)	組合は、運営事業者の責に帰する事由により契約を解除することができる。その場合残存期間の業務委託費の1/10又は懲金を違約金として支払う。株主(構成員)は、損害賠償責任(損害賠償に係る連帯責任等)を負う。
	55		要求水準未達成の場合で、その原因が運営事業者から業務を受託する構成員等の責による場合	運営事業者の再選定、協議、再契約等による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営事業者の選定及び再契約に係る経費				中		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	当該の構成員等、組合が適当と認める他の事業者に差替えを規定 当該構成員等が株主の場合、その株式を、他の構成員又は他の事業者へ譲渡させる旨を規定	基本契約	組合、構成員(株主)	組合の同意による運営事業者株式の新たな構成員への譲渡による構成員交代
	56		要求水準の未達の場合	協議、改善策の策定、運営業務内容の変更、契約見直しによる事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、運営事業者の業務変更に係る経費				中		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。業務委託費の減額を行う旨を規定	運営事業委託契約	組合、運営事業者	組合は運営事業者に猶予期間をあたえ、改善を行わせる。改善の確認ができない場合、ペナルティとして業務委託費の減額を行う。
	57	組合の責による場合	組合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行の場合	事業の停止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、運営事業委託契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費				大		建設請負事業者の実行済み業務費の負担、建設請負事業者に対する損害賠償		建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合の債務不履行による追加費用は組合が負担する。組合の債務不履行により、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。組合の債務不履行が解消されない場合は、協議の上、建設請負事業者は契約を解除することができる。この場合、組合は出来高に相応する代金を支払う他、建設請負事業者に生じた損害を賠償する。
	58								大		運営事業者の実行済み業務費の負担、運営事業者に対する損害賠償		運営事業委託契約	組合、運営事業者	組合の債務不履行による追加費用は組合が負担する。組合の債務不履行により、要求水準の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、組合がこれを負担する。組合の債務不履行が解消されない場合は、協議の上、運営事業者は契約を解除することができる。組合は、対応する委託料が支払われていない業務に対する委託料を速やかに支払う他、運営事業者に生じた損害を賠償する。

## 2. 設計段階

測量、調査の不備	59	組合の責による場合	組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更がある場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費			中		組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担		建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者が要求水準書の不一致、誤りなどを発見した場合は、組合に通知する。これによる契約変更に伴う損害が生じた場合、組合が負担する。
	60	民間の責による場合	建設請負事業者が追加で実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更がある場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費			中		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う。
基本・実施設計の変更	61	組合の責による場合	組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更を指示した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費			中		組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担		建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合は、建設請負事業者の業務変更に係る経費を支払う上で、提示した要求水準書や設計・建設に係る仕様変更を指示できる。
	62		組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更により事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費			大		建設請負事業者の実行済み業務費の負担、建設請負事業者に対する損害賠償		建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更により事業の実施が不可能になった場合、協議の上、建設請負事業者は本件契約を解除することができる。
	63	民間の責による場合	建設請負事業者の基本・実施設計不備等による設計の変更やかしに伴う経費の増加や遅延	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費			中		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者は設計のかし責任を負う。建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う
	64		建設請負事業者の基本・実施設計不備等による設計の変更やかしに伴う経費の増加や遅延により事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費			大		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担 組合に対する損害賠償、組合による契約解除	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の設計の変更やかしにより事業の実施が不可能になった場合、協議の上、組合は本件契約を解除することができる。
建設着工の遅延	65	組合の責による場合	施設設計確認の遅れなど組合の事由により建設着工が遅延した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費			中		組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担		建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合の責により建設請負事業者に発生した損害は、組合が負担する。
	66	民間の責による場合	施設設計の遅れなど建設請負事業者の事由により建設着工が遅延した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費			中		組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の責により組合に発生した損害は、建設請負事業者が負担する。株主(構成員)は、損害賠償に(損害賠償に係る連帯責任/その他の手段等)を負う。

項目	リスクの内容			組合	民間事業者		リスクの影響度	組合が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容
	No.	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響		発生する経費	建設請負事業者							
<b>3. 建設段階</b>													
用地不備	67	住民反対等の理由により、用地の取得が不可能となり、事業の実施が不可能となった場合	事業の中止、事業の再構築	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費			大	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	用地の確保、造成は組合の行う。用地確保が困難となり事業の実施が不可能になった場合、協議の上、組合は契約を解除することができる。組合は、建設請負事業者に出来高に応じて支払いを行う。契約解除にあたっては不可抗力の場合の規定による。
	68	住民反対等の理由により、用地の取得が遅延し、建設着手が遅延した場合	建設請負委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費			中	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	用地の確保、造成は組合の行う。用地確保ができないことにより生じた費用を組合が負担する。
	69	用地のかし、埋蔵文化財の発見により、建設着手が遅延した場合	建設請負委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費			中	組合が建設請負事業者の業務変更に係る経費を負担			建設請負契約	組合、建設請負事業者	用地確保が困難となり事業の実施が不可能になった場合、協議の上、組合は契約を解除することができる。組合は、建設請負事業者に出来高に応じて支払いを行う。契約解除にあたっては不可抗力の場合の規定による。
工事遅延	70	組合の責による場合	組合の提示条件の不備や組合の指示により工事が変更した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		中	建設請負事業者の業務変更に係る経費(損害) (民間が負担増を精算し、組合にて精査し、協議の上決定)			建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者が要求水準書の不一致、誤りなどを発見した場合は、組合に通知する。これによる事業内容の変更に伴う損害が生じた場合、組合が負担する。
	71	民間の責による場合	建設請負事業者の事由により工事が変更した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		中	組合が生じた損害の負担 (民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う。
	72		建設請負事業者の設計の変更やかしが発生した場合	協議、改善の設計や施工による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		中	組合が生じた損害の負担 (民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う。
	73		工事の遅延、未完工による供用開始の遅延が発生した場合		H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		中	工事完工保証の差し入れを検討	工事完工保証等を提案させ、差し入れを求める旨の規定	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う。
工事費増大	74	建設請負事業者の責による工事費の増加が発生した場合		建設請負事業者の業務変更に係る経費			小	増大事業費の負担		建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う
	75	組合による要求水準の変更により工事工程、工事方法が変更となり、工事費の増加が発生した場合		建設請負事業者の業務変更に係る経費			小	増大事業費の負担 (民間が増額を精算、組合にて精査し、協議の上決定)			建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合は、建設請負事業者の業務変更に係る経費を支払う上で、提示した要求水準書や設計・建設に係る仕様変更を指示できる。
	76	調査、工事に係る事故が発生した場合	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費			中	組合が生じた損害の負担 (民間協定等による起因者による損害負担)	損害保険(建設工事保険、第三者賠償責任保険、労災総合保険等)による対応	加入すべき損害保険の提案させ、加入を義務付けるよう規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設事業の実施に関して生じた損害及び第三者に及ぼした損害については、組合が負担すべきものを除き建設請負事業者が負担する。
試運転、引渡性能試験	77	組合の責による場合	試運転、引渡性能試験に要するごみの供給量不足等が発生した場合	ごみ量が充足するまでの事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		中	建設請負事業者の業務変更に係る経費(損害) (民間が負担増を精算し、組合にて精査し、協議の上決定)			建設請負契約	組合、建設請負事業者	組合は処理対象物を供給する
	78	民間の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合	原因の調査、改善の設計や協議及び施工、再試験等による事業の遅延	H28年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設請負事業者の業務変更に係る経費		中	組合が生じた損害の負担 (民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者の費用負担により、検査の手続、補修工事その他必要な追加工事を行う。
<b>4. 維持管理・運営段階</b>													
ごみ量、ごみ質の変動	79	搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合、実処理量と計画ごみ量との変動が生じた場合のコスト変動リスク	特になし(運営事業者の運営費の増減は発生するが、組合の支払う固定費・変動費単価には影響なし)	用役費の増加			小				運営事業委託契約	組合、運営事業者	
	80	搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合、実処理量と計画ごみ量との大幅な変動が生じた場合のコスト変動リスク	運営事業者における運営費用の変動による影響が生じる。	用役費の増加、維持管理費・修繕費の増加			中	組合が、運営事業者に発生した一定以上の増加費用を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	ごみ量、ごみ質の変動による影響が、運営委託料の %を超える場合、差額を清算する。
	81	収集形態の変更等により、ごみ量・ごみ質の変動が生じ、そのため当初の規定と計画ごみ量との大幅な変動が生じた場合のコスト変動リスク	運営事業者における運営費用の変動により、運営事業者の業務実施に大きな影響が発生。	用役費の増加、維持管理費・修繕費の増加			大	組合が、運営事業者に発生した一定以上の増加費用を負担 (民間が負担増を精算し、組合にて精査し、協議の上決定)			運営業務委託契約	組合、運営事業者	ごみ量、ごみ質の変動による影響が、運営委託料の %を超える場合、差額を清算する。要求水準、要監視基準値に適合するためのプラント設備の改造が必要になった場合改造費用を、組合が負担する。運営事業者と組合は、運営委託費の見直しについて協議する。
	82	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト	運営事業者における運営費用の変動による影響が発生	用役費の増加、維持管理費・修繕費の増加			中	組合が、運営事業者に発生した一定以上の増加費用を負担			運営事業委託契約	組合、運営事業者	実処理量が当該年度の計画ごみ量を上回る場合、差額を清算する。
性能未達	83	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合の外部へのごみ処理委託費、調査費、改善費等の増大リスク	原因の調査、改善の設計や協議及び施工、再試験等によるごみ処理の遅滞等の発生 停止基準抵触による運転停止	外部へのごみ処理委託費、調査費、改善費			中		・基本契約に基づき、運営事業者の責によるものか、建設請負事業者の責によるもの(施設瑕疵)かを早急に協議・組合が生じた損害の負担 (民間協定等による起因者による損害負担)	(運営事業者の責による場合) ・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・業務委託費の減額を行う旨を規定 (建設請負事業者の責による場合) 施設瑕疵へ	基本契約 組合、建設請負事業者 運営事業者 構成員(株主)	建設請負事業者と運営事業者は、基本契約の規定に基づく早急な協議を行い、組合に責の所在、対応等について報告する。一定期間内に組合への報告が行われない場合はペナルティを課す。	
	84	組合の事由により、契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合の外部へのごみ処理委託費、調査費、改善費等の増大リスク	改善の設計や協議及び施工、再試験等によるごみ処理の遅滞等が発生	外部へのごみ処理委託費、調査費、改善費			中	組合が、改修が必要となった費用を負担する。また、改修により業務委託費の見直しが必要となる場合は見直しを行う			運営業務委託契約	組合、運営事業者	組合の事由により施設等の改善を行う場合の組合による費用負担等を規定する。
施設かし	85	施設設計・施工瑕疵に係るリスク	協議、改善の設計や施工による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、改善費			中		ごみ処理費、復旧費 (民間協定等による起因者による損害負担) 施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険等の検討	加入すべき保険を提案させ、保険の加入を義務付ける 建設請負事業者が損害を負担	基本契約、建設請負契約	組合、建設請負事業者	建設請負事業者と運営事業者は、基本契約の規定に基づく早急な協議を行い、組合に責の所在、対応等について報告する。一定期間内に組合への報告が行われない場合はペナルティを課す。

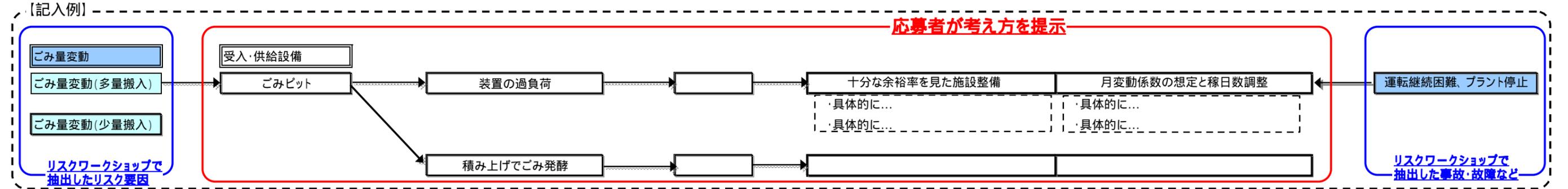
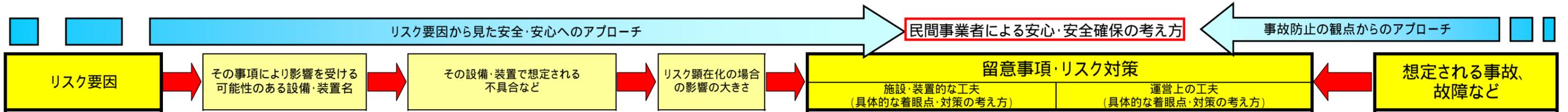
項目	リスクの内容				組合	民間		リスクの影響度	組合が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容
	No.	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負事業者	運営事業者							
維持管理運営コスト増大・運転停止によるごみ処理量未達	86	設備機器等の維持管理運営の要求水準未達によるコスト増大リスク(不適正な運転、保守点検、整備によりコストが増大した場合)	原因の調査、改善の運転計画の作成、協議等による事業の停滞	改善費用			中		増加費用、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・業務委託費の減額を行う旨を規定	運営事業委託契約	組合、運営事業者	組合は運営事業者に猶予期間をあたえ、改善を行わせる。改善の確認ができない場合、運営委託料を減額する。	
	87	設備機器等の維持管理運営の要求水準未達による運転停止リスク(不適正な運転、保守点検、整備により運転が停止した場合)	原因の調査、改善の運転計画の作成、協議等による事業の停滞、外部処理費用の発生	外部へのごみ処理委託費、改善費用			大		ごみ処理費、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・業務委託費の減額を行う旨を規定 ・組合でごみの外部処理に要した費用等は運営事業者が負担する	運営事業委託契約	組合、運営事業者	組合は運営事業者に猶予期間をあたえ、改善を行わせる。改善の確認ができない場合、運営委託料を減額する。組合で外部処理に要した費用等を運営事業者が負担する。	
	88	搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合(事業者の注意義務違反の場合)のコスト増大リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞	改善費用			中		増加費用、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・業務委託費の減額を行う旨を規定	運営事業委託契約	組合、運営事業者	運営事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしていない場合、搬入禁止物の混入による故障の修理費用などは運営事業者が負担。	
	89	搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合(事業者の注意義務違反の場合)の運転停止リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞、外部処理費用の発生	外部へのごみ処理委託費、改善費用			大		ごみ処理費、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・業務委託費の減額を行う旨を規定 ・組合でごみの外部処理に要した費用等は運営事業者が負担する	運営事業委託契約	組合、運営事業者	運営事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしていない場合、搬入禁止物の混入による故障の修理費用などは運営事業者が負担。組合で外部処理に要した費用等を運営事業者が負担する。	
	90	搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合(事業者の注意義務違反の場合を除く)のコスト増大、運転停止リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞	改善費用			中	組合が、発生した修繕費を負担する				運営事業委託契約	組合、運営事業者	運営事業者が善良なる管理者の注意義務を履行している場合、搬入禁止物の混入による故障の修理費用などは組合が負担。
	91	搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合(事業者の注意義務違反の場合を除く)のコスト増大、運転停止リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞、外部処理費用の発生	外部へのごみ処理委託費、改善費用			大	組合が、発生した修繕費、外部処理委託費用を負担する				運営事業委託契約	組合、運営事業者	運営事業者が善良なる管理者の注意義務を履行している場合、搬入禁止物の混入による故障の修理費用などは組合が負担。
	92	その他維持管理運営不備によるコスト増大リスク	原因の調査、改善の運転計画の作成、協議等による事業の停滞	改善費用			中		ごみ処理費、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・業務委託費の減額を行う旨を規定	運営事業委託契約	組合、運営事業者	組合は運営事業者に猶予期間をあたえ、改善を行わせる。改善の確認ができない場合、運営委託料を減額する。	
	93	その他維持管理運営不備による運転停止リスク	原因の調査、改善の運転計画の作成、協議等による事業の停滞、外部処理費用の発生	外部へのごみ処理委託費、改善費用			大		ごみ処理費、改善費、復旧費	・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・業務委託費の減額を行う旨を規定 ・組合でごみの外部処理に要した費用等は運営事業者が負担する	運営事業委託契約	組合、運営事業者	組合は運営事業者に猶予期間をあたえ、改善を行わせる。改善の確認ができない場合、運営委託料を減額する。組合で外部処理に要した費用等を運営事業者が負担する。	
	施設破損	94	事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、復旧費			中		ごみ処理費、復旧費(民間協定等による起因者による損害負担)	運営事業者が損害を負担する	運営事業委託契約	組合、建設請負事業者	運営事業者の責に帰する場合は、運営事業者の費用負担により復旧、改善を行う。
95		第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、復旧費			中	組合が、発生した修繕費を負担する			運営事業委託契約	組合、運営事業者	不可抗力によるものと見なし、運営事業委託契約に定める不可抗力に係る規定に従う。	
技術革新	96	技術の陳腐化による施設・設備等の更新コスト、新技術採用のためのコスト増大リスク	- - -	- - -			-	(組合と運営事業者の協議による)			運営事業委託契約	組合、運営事業者	運営事業委託書に改良保全に係る規定を設け、組合と運営事業者の協議を行うことを規定する。	
発電収入の変動	97	電力会社の買電単価変更による発電収入の変動リスク	組合の発電収入の増減	- - -			-	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	
	98	搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による発電収入の変動リスク	組合の発電収入の増減	- - -			小	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	
	99	事業者の事由による発電収入の変動リスク	組合の発電収入の増減	- - -			小		・基本契約に基づき、運営事業者の責によるものか、建設請負事業者の責によるもの(施設瑕疵)かを早急に協議 ・組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	(運営事業者の責による場合) ・組合が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 ・業務委託費の減額を行う旨を規定 (建設請負事業者の責による場合) 施設かしへ	基本契約 運営業務委託契約	組合、建設請負事業者、運営事業者、構成員(株主)	建設請負事業者と運営事業者は、基本契約の規定に基づく早急な協議を行い、組合に責の所在、対応等について報告する。一定期間内に組合への報告が行われない場合はペナルティを課す。 組合は運営事業者に対して改善勧告を行い改善させる。改善勧告にも拘らず改善が行われない場合は、組合は業務委託費を減額する、又は遺失利益分を業務委託費から控除する。	
ユーティリティの不備	100	民間の責による場合	ユーティリティの事故・故障(責任分界点内)によるコスト増大、運転停止リスク	運転停止、ごみ処理の停滞等	電力購入費の増加、復旧費の発生		中		施設瑕疵又は性能未達の対応に準じる	施設瑕疵又は性能未達の対応に準じる	運営業務委託契約	組合、運営事業者	施設瑕疵又は性能未達の対応に準じる	
	101	組合、民間のいずれの責にもならない場合	ユーティリティの事故・故障(外部から責任分界点まで)によるコスト増大、運転停止リスク	運転停止、ごみ処理の停滞等	電力購入費の増加、復旧費の発生		中	外部から責任分界点までの不備については組合が一時的に費用を負担する			運営業務委託契約	組合、運営事業者	民間事業者の責にも帰すべきでない事由によるユーティリティの事故・故障により発生する追加費用は組合が一時的に費用を負担する	
処理手数料の未徴収	102	本施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者の料金未徴収に係るリスク	組合の収入の増減	- - -			小		処理手数料	(試運転期間)建設請負事業者が損害を負担する(運営期間)運営事業者が損害を負担する	建設請負契約 運営業務委託契約	組合、建設請負事業者、運営事業者	処理手数料の未徴収は建設請負事業者又は運営事業者が負担する。	

#### 4. 事業終了時

施設の性能確保	103	事業終了時における施設の性能確保に係るリスク	原因の調査、改善の運転計画の作成、事業終了の遅延等	復旧費の発生、遅延期間に係る維持管理運営費の発生			大		適正な維持管理の実施による施設性能の確保	事業終了前の適切な時期に性能を確認し、性能確保ができない場合は事業終了までに運営事業者による修復を規定する	運営事業委託契約	組合、運営事業者	事業期間終了時の引継ぎ条件として運転可能である状態であることを規定
事業終了時の諸手続に係るコスト増大	104	事業終了時の諸手続に係る事業者の事由によるコスト増大リスク	事業終了の遅延等	手続に係る費用の増加、遅延期間に係る維持管理運営費の発生			中		適切な終了手続の実施	事業終了の遅延に係る維持管理運営費等は運営事業者が負担することを規定する	運営業務委託契約	組合、運営事業者	事業終了の遅延に係る維持管理運営費等は運営事業者が負担する
	105	事業終了時の諸手続に係る組合の事由によるコスト増大リスク	事業終了の遅延等	手続に係る費用の増加、遅延期間に係る維持管理運営費の発生			中		適切な終了手続の実施		運営事業委託契約	組合、運営事業者	事業終了の遅延に係る維持管理運営費等は組合が負担する

# 設備などに係るリスク抽出シート(1)

## 1. 民間事業者の技術やノウハウで、安全・安心を確保できるか？ (プラントに係る技術など)



設備などに係るリスク抽出シート(2)

2. 運営期間中などの事故リスクは何か、事故を防止する対策は何か？ (安全管理体制など)

